

## 【介護サービス情報公表制度の運用について】

2025 年度 集団指導

介護サービス情報の公表制度は、利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法第 115 条の 35 第 1 項の規定に基づき、介護サービス事業者に対して、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表が義務づけられています。

山梨県における制度運用については、次のとおりとなります。

### 1 報告について

各事業者は、指定時に配布した事業所（施設）ごとの ID 及びパスワードを用いて、国が管理する公表システムサーバーに直接、情報を入力（報告）します。

ID 及びパスワードは、再発行が可能です。忘失時は県健康長寿推進課までお問い合わせください。手続のご案内をいたします。

※報告した情報について変更がある場合は、その都度更新をお願いいたします。

※ID 及びパスワードは災害時情報共有システムと共通です。適切な管理をお願いいたします。

### 2 調査について

山梨県では、原則として次に該当する事業所に対し訪問調査を行います。

- (1) 報告内容に虚偽の疑いがある事業所
- (2) 利用者等から通報があった事業所
- (3) その他調査が必要と認められる事業所

### 3 公表について

事業者が報告した介護サービス情報は、国が管理する公表システムの HP により公表します。

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)

### 4 その他

- (1) 山梨県では、平成 24 年度から指定調査機関・情報公表センターの指定を解除とともに、調査事務や公表事務に係る手数料は徴収していません。
- (2) 虚偽報告を行った事業者に対しては、その報告内容を是正することを命じ、命令に従わない場合には、指定若しくは許可を取消し、又は期間を定めて効力の一部を停止する場合があります。

※ 参考：介護サービス情報公表制度についての厚生労働省 HP アドレス

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス情報の公表制度

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>)